

社会福祉法人身延町社会福祉協議会
令和3年度 事業計画書

【基本方針】

令和2年1月16日に国内で初めての感染が確認された新型コロナウイルス感染症は、4月に入り感染拡大による緊急事態宣言が出されました。日本中さまざまな場面で「自粛」が要請され、人々の生活や経済にも大きな打撃となっています。

第2波、第3波と感染が拡大していく過程で、本社協においても令和元年度末から令和2年度前半の理事会、評議員会を书面決議による方法で開催するなど、かつて経験したことのない1年間を過ごしてまいりました。

年度後半は、「新型コロナ感染症対策ガイドライン」及び「新型コロナ感染症対策マニュアル」をつくり、事業や会議の開催に努めてまいりましたが、計画していた事業を中止とする判断を余儀なくされたこともありました。

令和3年度においても収束の予測がつかない状況下にあります。このようななかで事業を実施するための対策を考え工夫して、計画した事業を行っていかねばなりません。本町の地域福祉を取り巻く現況と課題を認識し、事務事業改善や目の前の課題解消に向けた地道な取り組みを行ってまいります。

〈人口の変化〉

令和3年3月1日現在の身延町の人口は、11,008人で、前年同時期から358人の減少となっています。高齢化率は、47.5%とますます高くなる一方で、0歳から14歳の年少人口は6.5%、6.3%、6.1%と年々低下しています。

〈世帯構成の変化〉（数値は令和2年4月1日現在）

高齢者数は5,269人でそのうち、在宅ひとり暮らし高齢者世帯は1,531世帯（高齢者人口のうちの29.1%）、高齢夫婦世帯が784世帯で、高齢者だけの世帯が全世帯の43.2%を占め、地域における見守りや支え合い、助け合いがより大切になってきています。

〈地域における課題〉

地域においては生活困窮、災害時支援、消費者被害など、地域からの孤立に起因する様々な生活課題も深刻化しています。

〈取り組み〉

このような現状を踏まえ、地域が抱える課題を地域で解決する共助社会をつくるため、「日常の暮らしの中で人と人との支え合い助け合う関係づくり」と、「地域の課題は地域で解決できる仕組みづくり」を進めてまいります。

また、住みなれた自宅や地域の中で生活できるよう、社協が運営する介護保険事業や障害福祉事業、受託している諸事業の適切な事業運営に努め、利用者本位で信頼される質の高い福祉サービスを提供してまいります。

【事業計画】

1 法人運営事業

◎事業推進体制及び経営基盤の強化

住民のニーズに対応できるよう、事務局体制の充実強化を図るため、役職員による研修会や他団体の研修会に参加します。

また、事業及び経費の見直し、財源の確保等により、経営基盤の強化に努めます。

- ① 理事会・評議員会・監査会・委員会の開催
会議を開催し、社会福祉法人として適正な組織及び事業の運営を図ります。
- ② 自立的な事務局体制の構築
研修の実施や各種規程等の見直し等により、組織運営の体制強化を図ります。
- ③ 役職員に対する研修機会の確保
研修会の開催、外部研修等の活用により、役員及び職員のスキルアップを図ります。
- ④ 地域福祉活動の推進
地域の福祉力向上をめざし、住民参加による地域福祉活動を展開します。
- ⑤ 関係機関・関係団体との連携強化
地域に密着した福祉活動を展開するため、関係機関・関係団体との連携を図り、情報収集と組織運営の体制強化に努めます。
- ⑥ 一般会員・賛助会員入会の促進
会員の確保と拡大を推進し、事業実施に必要な自主財源の増収に努めます。
- ⑦ 事業の内容、経費の見直し、財源確保等の検討
前例にとらわれない事務事業の改善や見直し、創意工夫により経費の縮減、財源確保を図ります。

◎広聴広報活動の充実・啓発活動の推進

「社協だより」などにより地域福祉情報の提供に努めます。
さらに、ホームページ等を活用し、広く情報を発信します。

- ① 「社協だより」「ボランティアだより」の発行及び町広報紙・回覧の活用
町民にわかりやすく社協活動の周知ができるよう「社協だより」を発行するほか、町の広報紙や回覧等により情報を発信します。

- ② 本会への意見募集（メール及びご意見箱の設置）
ホームページやすこやかセンターに設置してある意見箱により意見を求めます。
- ③ 本会ホームページの活用
ホームページの内容の充実を図り、最新の情報を発信します。
- ④ 情報公開
福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイト（WAMネット）、県の介護サービス情報公開システム等により情報を公開し、法人運営の透明性向上に努めます。
- ⑤ 「みのぶまつり」（健康福祉部門）の開催
健康意識の向上、福祉の充実を図ることと、社協の事業を案内する機会として「みのぶまつり」を開催します。
- ⑥ 「ボランティアの集い」等の開催
ボランティアの輪を広げ、身近な地域に目を向けたボランティア活動を推進します。
- ⑦ 各種団体の会議や行事の場への広報・啓発活動
会議、研修、催し物など、様々な機会において社協の活動を紹介し、理解を深めていただきます。

2 ボランティアセンター事業

◎ボランティア活動の推進と社会参加の促進

地域での活動の場づくりを進め、ボランティア活動に新しい福祉の活力を取り入れるため、町内大学等との連携をさらに進めます。

災害ボランティアセンターについては、設置運営訓練を開催し、住民の意識高揚を図ります。

- ① ボランティアセンターの組織・機能充実
地域のボランティア活動に関する理解と関心を深め、ボランティアの育成及び支援を行い、ボランティアの活性化を図ります。
- ② ボランティア団体等への支援
助成金の交付、通知の発送、資料作りなどの支援を行います。
- ③ ボランティア情報紙の発行
ボランティア登録、ボランティアのマッチング、福祉用具等の譲受などの情報を発信します。
- ④ ボランティア学習会の開催
ボランティアに関する講座を開催し、ボランティアの育成やグループの補強を図ります。
- ⑤ ボランティア普及協力校事業への協力
小中学校に出向いて、ボランティア活動の紹介や福祉教育の推進に努めます。

- ⑥ 災害ボランティアセンター機能の充実
大規模災害に備え関連団体等との情報共有と連携強化を図り、ボランティア団体等とともに災害ボランティアセンターの設置運営訓練を実施します。
- ⑦ ボランティア連絡協議会の支援
事務局として活動を支援します。
- ⑧ 手話講座の開催
基本的な手話を用いたコミュニケーションの取り方を学びます。
- ⑨ 町内大学との連携強化
身延山大学との連携を強化します。
- ⑩ ボランティア（個人・団体）の登録と活動の斡旋
社協が行う事業、福祉施設等でのボランティアの仲介のほか、ボランティア情報誌等で情報を提供します。

3 権利擁護事業及び援護事業

◎地域での生活を継続できるように相談支援、情報提供、連絡調整

認知症高齢者や知的・精神障がい者の方々が自立した日常生活を安心して送れるように日常生活自立支援事業により援助します。
また、生活困窮世帯の自立支援を目的に県社協と連携して、各種貸付制度の充実に努めます。

- ① 日常生活自立支援事業の充実（基幹的社協事業を含む）
認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の判断能力が十分でない方のために、福祉サービスを利用する際の援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりサービスを行います。
- ② 生活福祉資金貸付償還事務の受託（県社協受託事業）
貸付相談に応じ、聞き取り調査を行い、民生委員と連携して県社協への申請手続きを行います。貸付後は民生委員と連携し、償還指導を行います。
- ③ 社会福祉金庫の貸付事業
緊急一時的に生計困難となった世帯に対し、無利子で金庫の資金を貸し付けることにより、経済的自立を図ります。
1件10万円、貸付期間は1年以内
- ④ 法外援護費の支給
擁護を必要とする行路人等へ、応急的に最寄りの町までの交通費を限度として貸付をします。

4 相談事業

◎各種相談に応じ、住民の生活の安定と安心を支える

「心配ごと相談所」を定期的開設し、行政等の他機関とも連携して心配ごとの解決に努めます。

また、「弁護士による無料法律相談」を年6回行い、専門的見地による相談事業の環境を充実します。

- ① 心配ごと相談所の開設（毎月2回）
毎月2回、3会場で開設します。
- ② 他の相談機関との連携
一つの窓口で多様な相談が可能となるよう、県社協、身延町役場、峡南福祉事務所、民生委員児童委員協議会等関係機関との連携を図ります。
- ③ 弁護士による無料法律相談
年6回（5月、7月、9月、11月、1月、3月）身延福祉センターで実施します。

5 共同募金配分金事業

◎「じぶんの町を良くする仕組み」のスローガンで地域の福祉に貢献

共同募金に対する住民の理解を深めながら、募金活動に努めるとともに配分金を地域福祉の推進に有効かつ適正に活用していきます。

- ① 県共同募金会身延町分会の事務局担当
助け合いの精神のもと、共同募金運動を積極的に推進します。
- ② 共同募金活動の推進及び募金使途についての広報活動の充実
回覧により募金の依頼と使途を報告し、「社協だより」で寄付者を掲載します。
- ③ 共同募金配分金事業の実施
すべての地域住民を対象とした事業の実施に努め、地域福祉の推進を図ります。

6 受託事業

◎町・県社協との連携した受託事業の充実

利用者等の声に耳を傾け、より充実した事業が実施できるように努めます。また、事業の目的が達成されているかを検証し、継続的に業務改善に取り組みます。

町受託事業

- ① 生活支援体制整備事業
第2層地域支え合い協議会のコーディネートをします。
- ② 配食サービス事業

食事の調理業務と配達業務及び利用者の安否を確認します。

- ③ 生きがい活動支援通所事業
生きがい広場の運営をします。
- ④ 家族介護者交流事業
在宅で介護をする人たちを支援する事業を開催します。
- ⑤ 介護予防事業
軽運動、ウォーキングなどの介護予防事業を開催します。
- ⑥ ホームヘルプサービス事業
日常生活上の援助を行い、要介護状態にならないよう支援します。
- ⑦ 移動支援事業
障害者（児）に対し、外出の為の支援を行います。
- ⑧ 日中一時支援事業
障害者（児）の家族の就労支援や一時的な休息を目的として、見守り等を行います。
- ⑨ 養育支援訪問事業
養育支援が必要な家庭に対し、家事援助などの訪問支援を行います。

県社協受託事業

- ① 生活福祉資金貸付事業
申し込み受付や生活全般にかかる総合相談、償還等の業務を行います。
- ② 日常生活自立支援事業
認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行います。（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かり）

7 地域福祉事業

◎住民参加や協働による福祉活動の支援、福祉の地域づくり

地域福祉の推進のため、関係団体や小中学校へ講師の派遣や助成を行います。

また、さまざまな団体と連携して地域福祉の課題を解決していくための事業を推進します。

- ① 福祉関係団体への支援
講師派遣・助成金の配分
- ② 福祉教育の推進
小中学校への講師派遣と助成
- ③ 地域支え合い事業の推進
声の広報（広報みのぶ・議会広報・社協だよりの吹込みと配付）

8 在宅福祉・介護保険事業

◎安定した介護保険事業の経営と利用者ニーズに沿ったサービス提供

町の包括支援センターと連携し、安定したサービスの提供に努めます。
また、介護保険事業の効率化と経営改善に取り組んでいきます。

- ① 指定地域密着型通所介護事業所（中富デイサービスセンター）の経営
介護保険法に基づき、利用者に対し通所介護サービスを提供します。
- ② 指定居宅介護支援事業所（ケアマネージャー）の経営
介護保険法に基づき、ケアプランの作成、行政やサービス事業者等との連絡調整、モニタリングなど在宅で生活していくための支援を行います。
- ③ 指定訪問介護事業所（ホームヘルパー）の経営
介護保険法に基づき、利用者に対し訪問介護サービス（生活援助、身体介護）を提供します。
- ④ 居宅介護事業所の経営（障がい福祉サービス事業）
障がい者総合支援法に基づき、利用者に対し必要な障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）を提供します。

9 その他事業

その他社会福祉に必要な事業を推進します。

- ① 福祉関係諸団体の事務局担当（すこやかクラブ・身体障がい者福祉会・ボランティア連絡協議会）
事務局として事業や研修等の開催を支援します。
- ② 福祉バスの運行と活用
門野の湯への送迎、福祉のまちづくりのための事業・研修等に使用するためのバスを運行します。
- ③ グラウンドゴルフ大会の開催
いきいき山梨ねんりんピックの予選会を兼ねて開催します。
- ④ フードバンク
フードドライブの実施ほか、地域で食品を集め認定 NPO 法人フードバンク山梨に寄付します。
- ⑤ エコキャップ運動
ペットボトルのキャップを回収し、リサイクルの促進、CO2 の削減、発展途上国の医療支援、障がい者・高齢者雇用促進に協力します。